

命を守る 住宅用火災警報器 設置してありますか？点検してありますか？



消防法改正により、すべての住宅に住宅用火災警報器の設置が必要です。まだ設置されていない場合は、住宅火災から大切な命を守るために、1日も早く設置しましょう。

- ※ すでに設置されている住宅では、おおむね10年で機器の取り替えが必要です。交換期限を確認しましょう。
- ※ 住宅用火災警報器は、ホームセンター、量販店、通信販売等で購入できます。連動して火災を知らせる「連動型住宅用火災警報器」が、お勧めです。

■設置する場所(例)

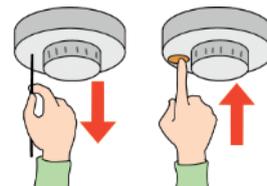
設置が必要な場所は、
寝室・階段等※です。

※階段は、寝室が2階以上
にある場合に必要です。



■点検方法

ひもを引っ張ったり、ボタンを長押しすると、音声などで正常に作動するかどうかを知らせてくれます。



問い合わせ

石垣市消防本部 予防課 ☎ 82-4047